

議案第 1 1 5 号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例（昭和 2 7 年川崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

種 別			金 額		付 記
			市内居住者	市外居住者	
火葬料 1 体			7,420 円	60,000 円	12歳以上
			4,940 円	30,000 円	12歳未満
			2,470 円	15,000 円	死産児
遺体保管料 1 体 1 日			1,500 円	4,500 円	
休憩室使	かわさき南部斎苑	A	6,600 円	19,800 円	50人用
		B	2,640 円	7,920 円	20人用

用 料 1 回	かわさき北部斎苑	A		6,600 円	19,800 円	50人用	
		B		3,300 円	9,900 円	25人用	
斎 場 使 用 料 1 回	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	99,000 円	297,000 円	200人用	(1) 通夜及び告別式をもって1回とする。 (2) 通夜又は告別式のみを使用する場合の使用料については、それぞれの額の2分の1の額とする。
			区画する場合	49,500 円	148,500 円	100人用	
		B	区画しない場合	49,500 円	148,500 円	100人用	
			区画する場合	24,750 円	74,250 円	50人用	
		C		24,750 円	74,250 円	50人用	
		かわさき北部斎苑	A	99,000 円	297,000 円	200人用	
			B	49,500 円	148,500 円	100人用	
		C	区画しない場合	24,750 円	74,250 円	50人用	
			区画する場合	12,370 円	37,120 円	25人用	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

火葬料、斎場使用料等を改定するため、この条例を制定するものである。